

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和4年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

本年度も「国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場の自主的な労働衛生管理活動の推進を通じて労働者の健康確保に大きな役割を果たすこと」を目的として、第73回目となる「全国労働衛生週間」が10月1日から7日まで実施されます。

労働者の健康をめぐる状況は、全国における過労死等事案の労災認定件数が、令和3年度には801件となり、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超える状況にあります。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策を推進することが必要です。

令和3年の新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、全国で19,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められます。

厚生労働省では、人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を策定し、対策を推進していますが、増加傾向にある転倒・腰痛災害を予防するためには、若年期からの健康づくり等の取組も重要です。

化学物質による健康障害を防止するため、令和4年2月に労働安全衛生法施行令等、令和4年5月に労働安全衛生規則等が改正されました。対象業種における職長教育の確実な実施、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の実施を促進していくこと等が必要です。

さらに、石綿によるばく露防止対策のために石綿障害予防規則が改正され、一定規模の建築物などの解体・改修工事については、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告が義務づけられました。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開することとしました。

各事業場におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、事業場内における労働衛生意識の高揚を図り、経営トップが中心となり職場巡視を行うなど自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を新型コロナウイルス感染症拡大防止にも留意しながら図っていただきますようお願い申し上げます。

令和4年7月

岐阜労働局長 大地 直美